

ひとりでお悩みでは ありませんか



私たちは、犯罪による被害に遭われた方々のご相談をうけております。
困っているときは、寄り添いながら支援をさせていただきます。
あなたの声を聞かせてください。

伊賀市



目 次

犯罪被害に遭われた方々のための相談窓口

犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧 1～4

- ・公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター 1
- ・みえ性暴力被害者支援センター・よりこ（寄り添う心） 1
- ・公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク 1
- ・県の相談窓口 2
- ・警察の相談窓口 2
- ・津地方検察庁（被害者ホットライン） 3
- ・三重弁護士会（犯罪被害者支援センター） 3
- ・日本司法支援センター（法テラス） 3
- ・公益財団法人 暴力追放三重県民センター 3
- ・公益社団法人 犯罪被害者救済基金 4
- ・公益財団法人 日本財団（まごころ奨学金係） 4

その他（悩み・困りごとに関する）県の相談窓口一覧 4～5

犯罪被害者団体（自助グループ） 6

- ・三重県交通遺児を励ます会 6
- ・生命のメッセージ展(三重実行委員会) 6
- ・いのちの言葉プロジェクト 6

伊賀市の対応窓口一覧 7～9

2024年1月作成

2024年4月改訂

2025年4月改訂



犯罪被害に遭われた方々のための相談窓口

犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧

犯罪に遭われた方やそのご家族、ご遺族のための相談窓口です。
ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター (三重県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)

相談・支援 内 容	犯罪被害についての電話・面接相談 ～病院や裁判所等への付き添い等～
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 059-221-7830（なやみなし） 【受付時間】 月～金曜日（年末年始、祝日を除く） 10:00～16:00

みえ性暴力被害者支援センター・よりこ（寄り添う心）

相談・支援 内 容	性犯罪・性暴力被害に遭われた方の専門相談 ～医療機関の紹介、関係機関への引継ぎ・紹介等～
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 059-253-4115（よりこ） 【受付時間】 月～金曜日（年末年始、祝日を除く） 9:00～17:00

公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

犯罪被害者等電話相談 全国共通ナビダイヤル	【電話番号】 0570-783-554（なやみはここよ） 【受付時間】 8:00～21:00（12/29～1/3までを除く）
対 応 内 容	【お住まいの県の被害者支援センター開設時間内の場合】 （例）10:00～16:00の時間内に、三重県内から上記ナビダイヤルへ お電話いただくと、 （公社）みえ犯罪被害者総合支援センター（開設時間平日10:00～16:00） へ直接つながり、電話相談・面接相談・直接的支援に応じています。 【お住まいの県の被害者支援センター開設時間外の場合】 （例）8:00～21:00の時間内に、三重県内から上記ナビダイヤルへお電話 いただくと、 「犯罪被害者等電話サポートセンター」 につながり、電話相談に応じています。 ※ その後、必要に応じてお住まいの県の被害者支援センターへ引き継ぎます。 【21:00～8:00までの間に上記ナビダイヤルへお電話いただいた場合】 ガイダンス対応となります。

県の相談窓口

相談内容		相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪被害者等の支援に関する総合窓口 (三重県犯罪被害者等見舞金)		くらし・交通安全課	059-224-2664	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
交通事故に関する相談		くらし・交通安全課	059-224-2201	火～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
DV被害に関する相談		女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	059-231-5600	月・火・木・金曜日 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00 水曜日は、20:00まで
児童虐待に関する相談 管轄の児童相談所が分からない方は、 児童相談所 全国共通ダイヤル 189 (いちばやく) 【24時間対応】	児童相談センター (児童相談所)	北勢児童相談所 (桑名市、いなべ市、四日市市、桑名郡、員弁郡、三重郡)	059-347-2030	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		鈴鹿児童相談所 (鈴鹿市、亀山市)	059-382-9794	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		中央児童相談所 (津市、松阪市、多気郡)	059-231-5666	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		南勢志摩児童相談所 (伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡)	0596-27-5143	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		伊賀児童相談所 (伊賀市、名張市)	0595-24-8060	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		紀州児童相談所 (尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡)	0597-23-3435	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15

警察の相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪被害者等の支援に関する相談	三重県警察本部 被害者支援室	059-222-0110 (代)	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
性犯罪被害に関する相談、 犯罪被害者へのアドバイス	三重県警察性犯罪被害 相談電話	#8103 (ハートさん) 又は 0120-110919	24時間対応
犯罪被害に遭われた少年に 関する相談	少年相談110番	(ヨイコ ナヤマナ) 0120-417867	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
暴力団犯罪による被害者からの 相談	暴力相談電話	059-228-8704	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
外国人の方からの犯罪被害等 に関する相談	国際事犯相談電話	059-223-2030	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
警察活動に関する相談	警察安全相談電話	#9110 又は 059-224-9110	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

津地方検察庁(被害者ホットライン)

相談内容	犯罪被害についての相談、事件に関する問合せ
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 相談専用 059-228-4166 【受付時間】 月～金曜日（年末年始、祝日を除く） 9:00～17:00

三重弁護士会(犯罪被害者支援センター)

相談・支援 内 容	被害回復のための法律相談 ～示談交渉、裁判の受任、被害者等の権利の確立・保護活動（マスコミ対策）、 加害者からの権利侵害の予防、救済活動等～
面接相談 申込方法	※ 原則、面談による相談 相談場所＝担当弁護士の法律事務所、弁護士会館、同四日市支部 ただし、相談者が犯罪の被害等のため移動困難な場合等は電話等による 相談も可能です。 ※ 初回相談は無料 【申込方法】 書面（FAX）、電話、弁護士会窓口にて事前に申し込みください。 【電話番号】 059-228-2232 FAX059-227-4675 【受付時間】 月～金曜日（年末年始、祝日を除く） 9:00～17:00

日本司法支援センター(法テラス)

相談、支援内容	相談窓口の案内、法制度の紹介、弁護士の紹介
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714（なくことないよ） 【受付時間】 月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 （年末年始、祝日を除く） 【電話番号】 日本司法支援センター三重地方事務所 0570-078344 ※IP電話をご利用されている場合は、0503383-5470 【受付時間】 月～金曜日（年末年始、祝日を除く） 9:00～17:00

公益財団法人 暴力追放三重県民センター

相談内容	暴力団員による不当な行為等の相談
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 相談専用 0120-31-8930（やくざゼロ） 代表電話 059-229-2140 【受付時間】 月～金曜日（年末年始、祝日を除く） 9:00～16:00

公益社団法人 犯罪被害救援基金

目的・主な活動内容	犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は重傷害を受けた方の子弟のうち、経済的理由で就業が困難な方に対し、奨学金など犯罪被害にかかる救援事業を行っています。（奨学金等給与事業、支援金支給事業）
電話・連絡先等	電話相談センター【電話番号】03-5226-1021 【URL】 http://kyuenkikin.or.jp 【Twitterアカウント】@kyuenkikin

公益財団法人 日本財団(まごころ奨学金係)

目的・主な活動内容	保護者（父または母など）が、交通事故・詐欺被害・傷害・殺人など理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の貸与を必要とする家庭の子どもで、高校、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか、進学を予定している方に対し、奨学金を給付する事業を行っています。
電話・連絡先等	【電話番号】03-6229-5111 【URL】 http://nf-yoho.com/ 【メールアドレス】magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp

その他(悩み・困りごとに関する)県の相談窓口一覧

生活上の悩みや困りごとの相談窓口です。

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間
消費生活に関するトラブル等の相談	三重県消費生活センター	059-228-2212	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
性別にとらわれず自分らしく生きていくうえでのさまざまな悩みに関する相談	フレンテみえ相談室	059-233-1133	○女性相談員対応日 火～日曜日 9:00～12:00 火・金・土・日曜日 13:00～15:30 木曜日 17:00～19:00 月曜日(祝日の場合のみ対応) 9:00～12:00 13:00～15:30 (年末年始、祝日、月曜祝日の場合はその翌平日を除く)
		059-233-1134	○男性相談員対応日 第1木曜日 17:00～19:00 第4土曜日 10:00～12:00 OLGBT相談 第1日曜日 13:00～19:00 第3金曜日 14:00～20:00
人権に関する相談	三重県人権センター	059-233-5500	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
ひきこもり専門電話相談・依存症専門電話相談	こころの健康センター	059-253-7826	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 9:00～16:00
自殺予防・自死遺族電話相談		059-253-7823	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 9:00～16:00

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間
計画していない妊娠等の悩み相談	妊娠SOSみえ「妊娠レスキューダイヤル」	090-1478-2409	月・水曜日 15:00~18:00 土曜日 9:00~12:00 (年末年始、祝日を除く)
身体障がいに関する相談及び支援	障害者相談支援センター	059-236-0400	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 8:30~17:15
高次脳機能障がいに関する相談及び支援	身体障害者総合福祉センター	059-231-0037	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 9:00~17:00
労働に関するあらゆる困りごと相談	三重県労働相談室	059-213-8290 059-224-3110	月・水・金曜日 9:00~17:00 火・木曜日 9:00~19:00 (年末年始、祝日を除く)
子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方等に関する相談	教育相談	059-226-3729	月・水・金曜日 9:00~21:00 火・木曜日 9:00~17:00 (年末年始、祝日を除く)
いじめに関する相談	いじめ電話相談	059-226-3779	24時間対応
いじめやその他の子どものSOS全般に関する相談	24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310	24時間対応
学校における体罰に関する相談	体罰に関する相談	059-228-0032	月・水・金曜日 9:00~21:00 火・木曜日 9:00~17:00 (年末年始、祝日を除く)
学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談	セクシュアル・ハラスメントに関する相談	059-226-3728	月～金曜日 (年末年始、祝日を除く) 9:00~17:00

犯罪被害者団体(自助グループ)

自助グループとは、同じように被害を受けた当事者の方同士が互いに語り合い、精神的に支え合うことでやすらぎ、再び立ち上がろうとする方々の集まりです。

三重県交通遺児を励ます会(会長 安田厚子)

目的・主な活動内容	【目的】 交通事故などにより父母、その他の保護者が亡くなられたご家庭の子どもの自立を見守り支援するため、交通遺児家庭が相互に癒し合い、励まし合うことを目的として活動している「交通遺児家庭による交通遺児のための自助体」です。 【主な活動内容】 交通遺児家庭への支援（追悼会、餅つき大会、小中高入学祝金、成人式祝金、クリスマスプレゼント等）、親睦、生活相談や情報提供を実施しています。
電話・連絡先等	【電話・FAX番号】 【携帯電話番号】 059-364-5562 090-3855-5068 【URL】 http://miekoutsuuiji.localinfo.jp/

生命のメッセージ展（三重実行委員会 代表 垣内奈穂子）

目的・主な活動内容	【生命のメッセージ展】 理不尽に生命を奪われた被害者の一人ひとりの等身大の人型と被害者の方が生きた証の象徴である靴の展示です。人型には顔写真と残されたご家族のメッセージが添えられています。人型となった被害者の方々は「生命の大切さ」を伝えるメッセンジャーです。被害者のご家族は、一人でも多くの人にそのメッセージを受け取ってもらうために、各地で活動をしています。
電話・連絡先等	【携帯電話番号】 090-9338-0242 【URL】 www.inochi-message.com/

いのちの言葉プロジェクト(代表 鷲見三重子)

目的・主な活動内容	【目的】 大切な家族を事件や事故で亡くした遺族と、大学生や応援してくださる方々とともに、いのちの灯り展や人形劇、講演会等を通じて、いのちの大切さや、社会のルールを守ることの重要性を伝える活動をしています。 【主な活動内容】 各学校や企業、一般住民等に対して、遺族のラストメッセージ文や輝いていた時の絵が貼られた「いのちの灯り展」（灯籠）の展示、人形劇「しあわせの種」の上演、「ありがとうステッカー」の配布、「命の大切さを学ぶ教室」の講演会等を実施しています。
電話・連絡先等	【電話・FAX番号】 0594-76-7338 【URL】 http://akari.readymade.jpのメールフォームをご利用ください。

伊賀市の対応窓口一覧

対象	支援（施策）	内容（説明）	担当（相談窓口） 電話番号
全般	相談・総合的対応	犯罪被害者等の相談に応じ、求められている支援に対し、関係機関・団体の支援に関する情報提供や助言、連絡調整を実施します。	市民生活課 0595-22-9638
遺族	遺族基礎年金（国民年金）	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の受給資格者が亡くなったとき、亡くなった方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に、子が18歳に達した年度まで支給される制度です。保険料の納付要件があります。	保険年金課 保険年金係 0595-22-9659
	寡婦年金（国民年金）	国民年金の第1号被保険者の期間が10年以上あった夫が亡くなった時に、10年以上婚姻関係にあり、生計を維持されていた60歳から65歳までの妻に対し支給される制度です。保険料の納付要件があります。	
	死亡一時金（国民年金）	国民年金の第1号被保険者として保険料を36月以上納めている人が老齢・障害基礎年金を受けることなく亡くなった時、その者と生計を同じくしていた遺族に支給される制度です。	
重傷病・遺族	国民健康保険給付	加害者からの補償がない場合において国民健康保険加入者が亡くなった際の葬祭費の支給及び保険適用等の給付をおこないます。	保険年金課 保険年金係 0595-22-9659
	犯罪被害者等支援金の支給	【遺族支援金】犯罪行為により亡くなられた人の遺族に支援金を支給します。 【重傷病支援金】犯罪行為により傷害を負った犯罪被害者に支援金を支給します。 【精神療養支援金】犯罪行為により精神療養が必要となった犯罪被害者に支援金を支給します。	市民生活課 0595-22-9638
障がいが残った被害者	身体障害者手帳の交付	身体に障がいのある方に、医師の診断書に基づき手帳を交付します。	障がい福祉課 0595-22-9656
	精神障害者保健福祉手帳の交付	精神疾患のある方に、医師の診断書等に基づき手帳を交付します。	
	特別障害者手当	重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給します。（所得制限あり）	
	障害基礎年金（国民年金）	国民年金加入中に病気やケガがもとで一定以上の障がいが残った場合に支給される制度です。保険料の納付要件があります。	保険年金課 保険年金係 0595-22-9659
	障がい福祉サービス	障がいのある人や難病患者に対し、それぞれの障がいの程度やニーズに応じた障がい福祉サービス（ヘルパー派遣や就労支援 等）の提供を行います。	障がい福祉課 0595-22-9656
	補装具費の支給	日常生活や社会生活の向上を図り、障がいを補うための補装具の費用を支給します。	
	日常生活用具費・住宅改修費の給付	在宅での日常生活がより円滑に行えるよう、福祉用具の費用を支給します。また、障がいのある人が移動等を円滑に行うための住宅改修費用の一部を支給します。	
	自動車運転免許取得・改造費の助成	障がいのある人の自動車免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。（所得制限あり）	
	介護用品購入費の助成	重度の障がいのある人等に、介護用品（紙おむつ等）購入費の一部を助成します。	
	(子ども)	特別児童扶養手当	
		障害児福祉手当	
		療育手帳の交付	

対象	支援（施策）	内容（説明）	担当（相談窓口） 電話番号
DV・ストーカー行為等	住民基本台帳の閲覧制限	DV、ストーカー行為等の被害者の住民票等を加害者が請求しても交付しないようにする等の支援措置を行います。	住民課 戸籍住民係 0595-22-9645
	女性相談	DV被害等、女性が抱えるさまざまな問題について、女性相談支援員が相談・支援を行います。	こどもの育ち支援課 0595-22-9609
	DV被害者の公営住宅緊急入居制度	DV被害者等が公営住宅の入居を希望する場合、緊急的に一時入居できる制度です。	住宅課 0595-22-9737
	国保資格閲覧制限	被害者等の居所が、受診した医療機関等から加害者に知られることを防ぐため、オンライン資格確認等システムでの閲覧制限をおこないます。	保険年金課 保険年金係 0595-22-9659
	母子生活支援施設への入所	母子家庭の母と子を保護し、自立に向けた相談支援を実施します。	こどもの育ち支援課 0595-22-9609
医療	自立支援医療費支給制度	精神通院医療、更生医療、育成医療にかかる費用負担が原則1割となり、かつ所得状況に応じて1月あたりの負担上限額が設定されます。	障がい福祉課 0595-22-9656
	福祉医療費（障がい者）助成制度	重度心身障がいのある方（児）が医療保険による診察を受けた場合、その自己負担相当額を助成します。	保険年金課 医療助成係 0595-22-9660
	福祉医療費（子ども）助成制度	0歳～中学生の子どもが医療保険による診察を受けた場合、その自己負担相当額を助成します。	
ひとり親家庭	福祉医療費（一人親家庭等）助成制度	ひとり親家庭や父母のいない児童と児童を監護している者が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担相当額を助成します。	保険年金課 医療助成係 0595-22-9660
	母子父子寡婦福祉貸付金	ひとり親家庭の父母やその児童に対する経済的自立、児童の就学等に必要な資金の貸付（市は受付業務のみ）を行います。	こどもの育ち支援課 0595-22-9609
	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するための資格取得にあたり給付金を支給します。	
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は児童が高等学校卒業程度認定試験を修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	
	母子・父子自立相談	ひとり親家庭等の自立促進を図るため、母子父子自立支援員が、就職・生業・住宅等の生活上の相談に応じます。	
	児童扶養手当	ひとり親家庭の父母等に対し、所得区分に応じた手当を支給します。	こども政策課 0595-22-9677
家事・育児	家庭児童相談事業	子どもとその家庭に関するあらゆる相談に応じます。	こどもの育ち支援課 0595-22-9609
	一時保育（一時預かり事業）	家庭において保育等を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児を預かり、一時的に保育等を実施します。（私立幼稚園を除く）	保育幼稚園課 0595-22-9655
	病児保育事業	病気回復期の生後6か月から小学生までの児童が、家庭での養育が困難な場合、一時的にお子さんをお預かりします。	こども政策課 0595-22-9677
	ファミリー・サポート・センター	子育てを助けて欲しい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（提供会員）からなる会員組織です。アドバイザーが両会員の希望を考慮してマッチングを行い、お互いの理解と協力・信頼のうえで一時的にお子さんを預かります（有償ボランティア）。	子育て支援室 0595-22-9665
	子育て短期支援（ショートステイ）事業	保護者が身体上・精神上の理由で家庭で児童を養護できなくなった場合に一時的に養護・保護を実施します。	こどもの育ち支援課 0595-22-9609
	放課後児童クラブ（学童保育）	保護者の就労等により、昼間家庭にいない場合、授業終了後、児童に遊び、生活の場を提供します。	こども政策課 0595-22-9677

対象	支援（施策）	内容（説明）	担当（相談窓口） 電話番号
就学支援	要保護及び準要保護児童生徒援助費	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に、学校給食費等を就学援助費として支給します。	学校教育課 0595-22-9648
	新入学用品準備金の入学前支給	小中学校、義務教育学校に入学する児童生徒の保護者で経済的に困っている方に対して、入学前に新入学用品準備金を支給します。	
各種相談	法律相談	弁護士による無料の法律相談を行います。	市民生活課 0595-22-9638
	人権相談	人権に関する相談に対応します。	人権政策課 人権政策係 0595-22-9683
	消費生活相談	身に覚えのない請求、クーリングオフの方法、多重債務問題等消費生活に関する相談に対応します。	市民生活課 0595-22-9638
	教育相談	児童生徒及びその保護者に対する心や体の悩みに関する相談に対応します。	教育支援センター （ふれあい教室） 0595-24-0783
	福祉相談	高齢者等を対象とした総合的な相談・支援	地域包括支援センター 0595-26-1521
		障がいのある人を対象とした総合的な相談・支援	障がい者相談支援センター 0595-26-7725
		総合相談・支援業務（社会福祉協議会）	伊賀市社会福祉協議会 0595-21-5866
医療・保険・福祉	健康相談	保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に対応します。	健康推進課 0595-22-9653
	生活保護制度	いろいろな努力をしてもなお、生活が成り立たない場合に、最低限度の生活を保障し、自立に向けての手助けをする制度です。	生活支援課 0595-22-9651 0595-22-9652
	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者からの相談に対し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成するなど、関係機関と連携して、自立に向けた支援を実施します。	生活支援課 0595-22-9650
	納税の猶予（市税）	納税することにより生活が困難となる場合等は申請によって、原則1年以内を期限として納税を猶予します。	収税課 0595-22-9612
	介護保険制度	要介護認定に応じて利用された介護サービス費用の7～9割を給付します。	介護高齢福祉課 0595-26-3939
	高齢者虐待防止事業	養護者からの高齢者に対する虐待に関する相談・通報に対応します。	地域包括支援センター 0595-26-1521
	障がい者虐待防止事業	養護者からの障がい者に対する虐待に関する相談・通報に対応します。	障がい者相談支援センター 0595-26-7725
	後期高齢者医療制度	75歳（一定の障がいがある方は65歳）以上の方が加入し、医療費のうち自己負担分を除く部分を保険料等により負担します。	保険年金課 医療助成係 0595-22-9660
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要だが低所得により申立て費用や成年後見人等への報酬の負担が困難な場合は費用の助成を行います。	介護高齢福祉課 0595-22-9634

